料金後納

ゆうメール

朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知　会報

도토리통신

ととり通信　第18号

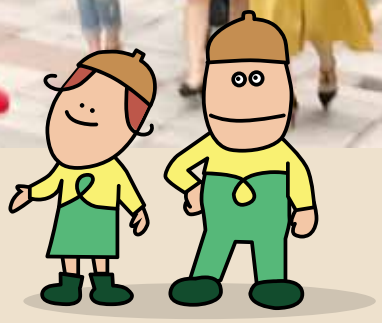

〈　目　　次　〉

今、つたえたいこと
～裁判体「忌避」の決断と愛知の決意～ …… 2

●2017 年度総会報告 …… 4

●基調講演報告 …… 5

●2016 年度会計報告および監査報告 …… 7

●カンパの報告とお礼 …… 8

●広島・大阪 無償化裁判判決を比較して
ー日本社会の差別観を見るー …… 9

●事務局ほのぼの便り
三浦綾希子さん …… 11

今、伝えたいこと
～裁判体「忌避」の決断と愛知の決意～

2017年7月12日、第24回目の口頭弁論期日で、愛知の無償化弁護団は裁判体の「忌避申し立て」という手続きをとった。忌避申し立てとは、裁判官が不公正な裁判をするおそれがある場合に、その裁判官を事件の審理から排除するように申し立てる制度だ。この申し立てにより、愛知の裁判は一時ストップすることになる。

忌避申し立てに至った経緯は弁護団の報告に詳しいが、弁護団が強く要請していた下村元文科大臣、山本かほり（愛知県立大学教授）の尋問申請却下、および朝鮮高校への検証却下決定が下され、その理由を問うても、繰り返し「必要ではないと判断した」と裁判長が繰り返したことにより、この裁判体では公正な審理は期待できないと弁護団が判断したからである。

この決定には否定的な意見もあろう。そもそも、下村博文元文科大臣を証人として呼べるはずがないではないかという声が最も大きいように思う。しかし、東京の文科省担当役人（当時）の証人尋問で明らかになったように、朝鮮高校に高校無償化制度を適用しないと決めた張本人は下村博文元文科大臣である。彼がどのような資料に基づき、何を考えて、朝鮮学校に高校無償化制度を適用しないと決めたのかを明らかにしない限り、その決定が違法か否かをきちんと判断することができないのではないのか?このような考えのもと、愛知弁護団は忌避申し立てという大きな決断をしたのである。

そもそも愛知の裁判についても、元々、全国の支援者からは様々な声があげられていた。「朝鮮高校だけに無償化が適用されなかった。」この事実に対して、愛知は、朝鮮半島植民地の歴史、日本における朝鮮人差別について、今の日本社会にはびこる「北朝鮮嫌悪」感情の形成について等々の準備書面を提出し、国が朝鮮高校と総連・朝鮮との関係を問題視してきたのに対して、「その関係の何が問題なのか?」と問いなおす作業をしてきた。「朝鮮学校と総連および朝鮮との関係は権利だ」という当然の事実が日本社会で認められない限り、この裁判では勝つことができないという考えのもと、正面突破をめざして、これまで裁判をしてきたのである。

支援者の中にも、朝鮮民主主義人民共和国に対しては様々な考えがあることは承知している。また、総連についても同様だろう。しかしながら、愛知の裁判は、朝鮮がいいとか悪いとか、総連に問題があるとかないとかを問うているのではない。今の朝鮮や総連に対して、個々人がどのような意見を持っていようとも、朝鮮高校がその両者と関係を持つことは権利であると主張しているのである。個々人の好き嫌いや正誤の判断を求めているのではないことをあらためて確認しておきたい。

また、このような主張をせずとも「人権」「差別」「子どもの権利条約」等の「普遍的な価値」で裁判を展開し、支援すべきではないかという声も根強くあることも承知している。もちろん、これらは大切な価値であろう。しかし、人権は大事だ、差別はいけない、子どもには自分のルーツについて学ぶ権利がある（子どもの権利条約）などの論理だけで、この裁判に勝てるならば、そもそも「無償化排除」などという不当な事件は起きなかったのではないだろうか。

日本政府が政治外交上の問題を持ち出し、総連と朝鮮学校の関係を「不当な支配」の疑いがあると主張していることに、正面から挑んで反論をしているのが愛知の裁判の主張だと考えている。

私たち無償化ネット愛知では、このことを何度も確認しながら、今日まで裁判支援をしてきた。今回の「忌避申し立て」という弁護団の決断についても、下村博文元文科大臣の尋問申請も、決して「パフォーマンス」ではなかったのである。

このことを無償化ネット愛知では、しっかりと受けとめ、今後の裁判の支援も続けていきたいと考えている。

2017年度総会報告

2017年5月23日、ウィルあいちセミナールーム101・102を会場に『朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知』2017年度総会が行われました。会員・非会員合わせて約100名の方にご参加いただきました。ありがとうございました。

2013年1月24日が第1次提訴日なので、足掛け4年に渡り裁判支援を継続していることになります。加えて、提訴以前からの動きも含めれば、約7年にわたって活動を継続していることになります。そのような状況ですから、良くも悪くも「馴れ」が出てきたり、走り疲れたりしそうな頃合い。そのような時期だからこそ「もう一度、しっかりと気合いを入れなおそう」という意気込みで、事務局一丸となって総会準備・運営に取り組みました。

基調講演には大阪高校無償化裁判・大阪補助金裁判で弁護団長を務める丹羽雅雄弁護士を講師に迎えました。

当日は「無償化裁判支援グッズ大特価セール」も開催されました。それほど短いスパンで新商品を発表してきたわけではありませんが、相当にバラエティに富んだ歴代支援グッズ達が並び、無償化ネットの歴史を感じました。

当日は2016年度活動報告、財政報告が各担当者により行われ、2017年度活動案、予算案について、満場一致で採択されました。

なお、今年度の事務局体制は以下の通りです。

共同代表	内河惠一、趙京煥、山本かほり
事務局長	原科浩
事務局次長	松井宏介、許淑禮、陳聖華
会計	許淑禮、陳聖華
名簿管理	鄭一輝
事務局員	竹内宏一、熊谷考人、裵明玉、金銘愛、金景愛、三浦綾希子、金秀烈、村田峻一、李純玲
会計監査	中島万里
相談役	金伸治、呉炳佑、松井和子、鈴木逸郎、森正孝、磯貝治良

今年度は愛知無償化裁判も大きく動く一年になります。
無償化ネット愛知への、そして、愛知無償化裁判への暖かい支援を
引き続きよろしくお願い致します。

基調講演報告

無償化ネット愛知2017年度総会では、基調講演も行われました。

講師を務めてくださったのは、丹羽雅雄弁護士。大阪での朝鮮学校無償化裁判（以下、大阪無償化裁判）および朝鮮学校補助金裁判（以下、大阪補助金裁判）における頼もしい原告側弁護団長です。今回は『高校無償化裁判で問われるべき本質的事項は何か』という演題で約80分、お話しいただきました。

報告用に準備してくださった資料は16ページにわたり、その中には、大阪無償化裁判や大阪補助金裁判の進行状況、原告側の主張と立証に関する詳細、２月に出された大阪補助金裁判不当判決の要旨も書かれていました。講演においても、それらの資料を参照しつつ、適宜情報を加えたのち、本題である“本質的事項は何か”そして、丹羽弁護士ご自身が、どうして大阪無償化裁判や大阪補助金裁判に関わっていらっしゃるのかという点に話が進展していきました。

高校無償化裁判で問われるべき本質的事項としては、以下の6点がトピックとして挙げられました。

①朝鮮学校及びそこで学ぶ在日朝鮮人の子どもたちという存在の捉え方について
②高校無償化裁判で問われている教育や学習への権利の捉え方について
③高校無償化法の立法趣旨・構造について
④2013年2月の朝鮮学校に対する無償化不指定処分の背景・経緯について
⑤無償化不指定処分の結果として朝鮮学校が直面する事実について
⑥高校無償化裁判の性質・歴史的意義について

①については、朝鮮半島全域に対する日本の植民地支配、戦後処理などの歴史的経緯を持つ歴史的存在として、朝鮮学校及び在日朝鮮人の子どもたちを捉えるべきだということ。自民族の文化や言語などといったものの一切を奪われた朝鮮人が、自らの手でそれらを取り戻し、継承していこうとする民族教育は、正に「人間存在にとっての本源的な構成要素」なのです。

高校無償化裁判を通して非差別・平等にその保障を獲得しようとしているのは、このような教育や学習の権利であり、これが②の中身です。

戦後一貫して民族教育を蹂躙し、差別・排除の政策をとってきた日本国政府が、初めて、いわゆる正規の高等学校に属さない学校に対しても「教育にかかる経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与すること」を目的として非差別・平等に就学支援金を生徒に対して支給すると定めたのが、2010年高校無償化法（以下、旧法）でした。この意図をより貫徹させるため「高等学校の課程に類する課程を置く」教育施設の指定に関する具体的基準については、文部科学省令に委任させ、それに基づいて設置された教育の専門家らによる「検討会議」からは「外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断する」べきである旨が報告されました。逆に言えば、外交上の配慮による指定・不指定判断は違憲・無効であることが確認されたのです。以上が③の中身です。

ところが、2012年末に政権与党に復帰した自民党は、朝鮮学校が無償化の対象となる場合の根拠条文であった「施行規則ハ号」を削除してしまいます。朝鮮学校を高校無償化から除外したい

旨は、自民党が野党であった当時から下村博文氏らによって公言されていました。「北朝鮮制裁」という政治的・外交的配慮がその理由です。ハ号削除によって朝鮮学校を狙い撃ちにした格好です。後に日本国政府は、朝鮮学校が旧法第13条に適合すると認めるに至らなかったことや、朝鮮民主主義人民共和国や朝鮮総連による朝鮮学校に対する「不当な支配」の存在を無償化適用除外の理由として持ち出し始めますが、いずれも訴訟対策の後付けです。そして、このような経緯をたどった結果、朝鮮学校で学ぶ権利、母国語である朝鮮語で教育を受け民族的、文化的アイデンティティを育む教育実践が侵害され、他の教育施設との間には著しい格差が生じ、他方でヘイトスピーチ・ヘイトクライムといった差別的言動を誘発する事態を招いています。ここまでが④及び⑤の中身です。

最後に⑥は、丹羽弁護士の報告資料をやや長めに引用します。『最後に、本件訴訟は、憲法訴訟であり、国際人権訴訟でもあることである。すなわち、本件訴訟は、国際人権法の大きな潮流が背後に控えている人権と差別に関する国際的関心事項であり、人種差別撤廃条約、社会権規約、自由権規約、子どもの権利条約など日本が批准又は加入した国際人権条約が国内法的効力をする条約として、本件高校無償化法、施行規則、規定の解釈、適用においても条約適合的に解釈適用されるべき事案である。とりわけ、日本国（文部科学大臣）による本件不指定処分は、高校無償化法という法律を通して歴史的存在である朝鮮学校とそこで学ぶ就学支援金の需給主体である生徒のみを同法の適用から除外した違法無効の行政処分であり、日本国家による制度的人種主義ともいえる事案であることを十分に理解される必要があり、本件訴訟の本質的事項を十分に踏まえた「歴史の法廷」にも耐えうる適正かつ公正なる判断がなされるべきである。』

ところで、丹羽弁護士はなぜ、大阪無償化裁判、大阪補助金裁判にここまで熱量高く取り組んでいらっしゃるのでしょうか。その背景には様々な機会での“在日朝鮮人との出会い”がありました。それは、子どもの頃に在日朝鮮人の友人宅でご飯を一緒に食べた“異文化交流”であったり、大学生時代にベトナム反戦運動、沖縄問題などに関わる中で加害の歴史を学ぶとともに、様々な具体的事件に運動体として取り組むことであったり、もちろん弁護士登録以後、弁護士として関わった事件の経験もありました。

最後に、講演での丹羽弁護士の決意を引用します。

『侵略と植民地支配という加害の歴史責任と戦後の朝鮮半島の南北分断という冷戦構造下で植民地主義的加害者責任を深く自覚するとともに、朝鮮半島の平和的統一を始めとする東アジアでの平和と人権を基盤とする地域社会の構築のために、その架橋たりうる「在日」に関わり、未来を担う子ども達に夢と希望を実現し得るための未来責任を果たし、同時に私自身の夢の実現のために、高校無償化裁判、補助金裁判は勝利しなければならず、そのためにも私は、皆さまとともに最後まで頑張る決意である。』

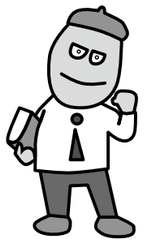

■2016年会計報告（2016年1月1日～12月31日）

【収入の部】				（単位：円）
前年度繰越金				1,161,380
会費		郵便振替口座・現金	43件	191,000
カンパ		郵便振替口座・各種イベント会場にて	70件	1,201,180
雑収入	グッズ売上等			78,500
イベント収入	焼き肉交流会会費・藍色のシンフォニー上映会入場料			102,000
利息				58
合　計				2,734,118

【支出の部】		（単位：円）
*弁護団活動経費		
弁護団事務費		300,000
活動関係費	（意見陳述書作成依頼費用）	130,000
活動実費	（原告接見費用等）	83,948
小計		513,948
*原告団・ネットワーク愛知活動経費		
会報発行費	（トトリ作成依頼費用）	278,640
通信費	（会報発送費用など）	104,679
活動宣伝費	（謝礼金、全国集会、弁護団会議出席交通費など）	457,951
会場費	（報告集会アイリス利用代金、無償化デーイベント会場代金）	172,000
事業費	（無償化デー上映代金、裁判本仕入れ代金）	119,500
事務費	（事務用品、消耗品など）	39,492
手数料	（振替・振込手数料など）	2,990
小計		1,175,252
合　計		1,689,200
【繰越金】		1,044,918

朝鮮高校にも差別なく高校無償化適用を求めるネットワーク愛知会則第8条にもとづき、金銭出納帳、預金通帳、証拠書類などを逐一監査いたしましたところ、金銭の収支帳票の処理が適正にされていることを認めましたので、ここに報告いたします。

2017年　5月　8日

監事　松井妙子

カンパの報告とお礼

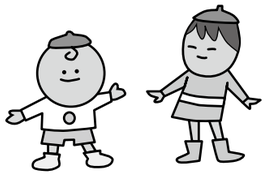

無償化裁判は長い闘いですが、みなさまの熱い気持ちと支えによって
続けることができています。
この場をもちまして、深く御礼申し上げます。ありがとうございます。

（敬称略）

安西玲子　伊藤幸慶　浮葉正親　大野建　岡本洋一

加藤光廣　加藤久豊　北床宗幹　熊谷考人

近藤ゆり子　佐藤憲弘　杉下芳松　千田耕生　田中むつみ

土井敏彦　中島忍　西野徳和　原科浩　福田茂隆

藤島政彦　舟橋憲秀　許長順　見崎徳弘　森田茂

安川寿之輔　山本かほり　山本崇記　都相太　樫村愛子

具信吉　松井妙子　西塚宗郎　竹内宏一　鈴木逸郎

ひらき座　名古屋キリスト教会献金　豊川分会トラジ会

日朝友好三重県民会議　サムトゥッソリ実行委員会

長野朝鮮初中級学校父母会　地球組代表池田則浩

名古屋東教会　外国人の子供の教育と人権ネットワーク

このほかにも、無償化ネットワーク会員およびご賛同者のみなさまを始め、
多くの方々にご支援いただいております。心より感謝いたします。
今後も無償化ネット愛知の活動に、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

広島・大阪 無償化裁判判決要旨を比較して
―日本社会の差別観を見る―

在日本朝鮮留学生同盟　東海地方本部副委員長
金秀烈

2017年7月は朝鮮学校の無償化裁判を支援している人間にとって忘れることができない大きな出来事が二つありました。一つは7月19日、広島地方裁判所でおよそ理由にならない理由によって原告（広島朝鮮学園および広島朝鮮学校の卒業生ら）の訴えが退けられたこと。そして、もう一つは7月28日、大阪地方裁判所で画期的な判決によって原告（大阪朝鮮学園）の訴えが全面的に認められたことです。「朝鮮学校が高校無償化法から除外される」という共通な出来事なのに、なぜこのような判決に違いが出るのか？判決要旨を読んだ時に、私は日本の社会にある「朝鮮」「朝鮮学校」にある差別観を垣間見、その判決にある意味「納得」してしまったのです。判決要旨は、一見すると分かりにくく思われるかもしれませんが、読めばすぐ分かります。朝鮮学校に向けられている「差別・蔑視」が裁判所という日本の司法機関によって体現されていることが。さらに、大阪の判決要旨と比較して読むと広島の判決の異常さがより際立つことでしょう。

今回の二つの裁判に共通する争点の一つとして『**規定十三条**』（適正な学校運営）があげられます。要するに『**朝鮮学校はきちんと学校運営がされている学校なのかどうか?**』ということです。

以下、それぞれの原告の主張と裁判所の判決を並べてみます。

●広島原告：
「（規定十三条に適合しないと判断した）下村博文文科大臣の判断が本来文科大臣の持つ権力の範囲を超えたもの」である。

■裁判所：
新聞や雑誌、HPを根拠として朝鮮総連の「不当な支配」を受ける朝鮮学校に支援金を支給しても、水増し不正や学生たちの教育費に充てられない**可能性**があるので適正な学校運営がなされているとは言えない。

●大阪原告：
大阪朝鮮高校は規定十三条を満たす学校なので、それを満たさないことを理由に除外されることはおかしいのではないか。

■裁判所：
大阪府から過去４年間に法律違反等で行政処分を受けたことがないので、規定十三条（適正な学校運営）への適合性に疑念を生じさせる「**特段の事情がない**」限り、適合性があると認められる。

広島・大阪 無償化裁判判決要旨を比較して
―日本社会の差別観を見る―

どちらの裁判所の方が良識ある見解か一目瞭然ではないでしょうか?

ちなみに広島朝鮮学園は過去に法律違反等により行政処分を受けたことはないそうです。また広島の裁判所の論理ならば、どの学校であっても、支援金を不正使用する可能性が少しでも生じた時点で、不正使用した事実がないにも関わらず、支給することができなくなってしまいます。

広島の裁判所が提示した根拠は、日本社会に溢れている「在日朝鮮人・朝鮮学校」に対する偏見や蔑視観がそのまま現れています。まさしく今回の判決によって、日本社会にある差別観が露呈したことになります。しかし、それは私たちが無償化裁判を闘う・負けることができない理由を再確認させることになりました。私たちは裁判に勝って、日本社会にべっとりと存在する、在日朝鮮人の民族教育に向けられる蔑視・差別観を拭う必要があります。まさに「それらの感覚」こそが差別なのだと叫びながら闘う姿勢を示すことこそが問われています。愛知の無償化裁判でもまさにそのような裁判闘争が求められるのではないでしょうか。

＊もう一度確認!

①**高校無償化法**…根本となる公立学校高校無償化や就学支援金を私立学校・外国人学校等に支給する根拠となる法律。どのような学校が「高等学校等」当てはまるのか？が書いてある。施行規則内にて専修学校・各種学校を詳しく定める。

②**高校無償化法　施行規則**…高等学校の過程に類する過程を置く専修学校・各種学校について詳しく定めている。第１条第１高第２号において、各種学校の外国人学校について規定イロハが定められている。

イ項：大使館を通じて日本の高等学校の課程に相当するか確認できる民族系外国人学校
ロ項：国際的な学校評価団体の認証を受けているインターナショナルスクール
ハ項：イ、ロ以外で、高等学校の課程に類する課程を置くと、文科大臣が指定した学校

③**ハ項に基づく指定**…ハ項は、朝鮮学校が就学支援金を支給されるための根拠となる要件であった。しかし、2013 年２月 20 日の改定で、規定自体が削除された。

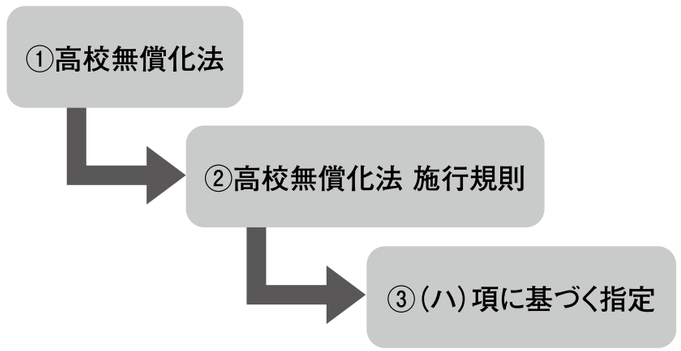

事務局

ほのぼの便り

中京大学
三浦綾希子

今年から事務局に参加させて頂いています三浦綾希子です。私が朝鮮学校について勉強するようになったのは、社会学を学んでいた大学院時代でした。朝鮮学校の研究をしている後輩の影響でいくつかの朝鮮学校を訪問させて頂くようになり、縁あって無償化ネット愛知に参加させて頂くこととなりました。

大学院に入るまで朝鮮学校についてほとんど学ぶ機会のなかった私ですが、朝鮮学校に関わる中でとても大事なことを思い出しました。実は私の通っていた中学校のすぐ近くには東北朝鮮初中級学校があったのです。私はあまり覚えていないのですが、母曰く、同じ保育園には在日朝鮮人の子たちがおり、卒園式にはチマチョゴリ姿のお母さんたちが何人かいらっしゃったようです。色々記憶をたどってみると、ランニングにはまっていた父が家から朝鮮学校までをランニングコースにし、朝鮮学校のグラウンドに勝手に入ってランニングしていたこと（よく怒られなかったなと思います）も思い出しました。

しかし、歩いて 15 分程度の距離にあるにも関わらず、私の中学校と朝鮮学校との間にはほとんど交流はなく、どんな学校なのか、どんな子たちが通っているのか、まったく知らないまま日々が過ぎていきました。「朝鮮学校ってなに？私の通う学校と違うの？」と母に聞いたことは覚えていますが、母から明確な答えを聞くことはありませんでした。無論、学校でも教えてもらうことはありませんでした。それから 15 年近くたって再び朝鮮学校に出会うまで、朝鮮学校がどういうところなのかも、朝鮮学校がこれまで直面してきた様々な問題についても知ることなく育ってきました。そんな自分をとても恥ずかしく思います。

私は大学で教員をしていますが、多くの学生が過去の私と同じように、朝鮮学校についてほとんど知りません。無償化問題についても知っている子はわずかです。私の授業では必ず朝鮮学校について取り上げるようにしていますが、どこまで届いているのか不安なところもあります。私にできることは微々たるものですが、少しでも多くの人にこの問題について知ってもらえるよう、そして当たり前の権利が当たり前のものとして認められる社会になるよう、一緒に闘っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

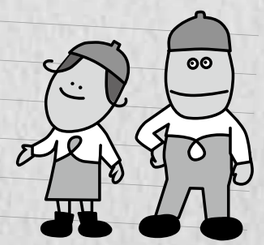

みなさまのご協力をお願いいたします。

2013年1月24日および12月19日の提訴以来、10人が愛知朝鮮高校無償化裁判の原告となって法廷で闘っております。
すでに裁判も3年目にはいりました。裁判の長期化が予想されますが、ネットワーク愛知ではじっくり腰をすえて、この裁判を全面的に支援していきます。

原告を応援するために、ネットワーク愛知では裁判応援グッズを販売しております。

裁判支援グッズとして、ファイル3点セット、エコバッグ、缶バッヂ3種、Tシャツ、準備書面集を販売しております。

○ エコバッグは、太陽をデザインしたものです。デザイナーがこめた思いは、「太陽はお前たち（ウリハッキョ）の味方だよ」です。

○ 缶バッジは、ネットワーク愛知のロゴ、朝鮮学校の舞踊部の女生徒、愛知朝鮮中高級学校の校舎の一部をデザインしてもらいました。

○ Tシャツは白色のサイズが160･S･M（※白160は残りわずか）、紺色のサイズがS･Mです。

○ 準備書面集は、これまでの愛知裁判で提出してきた準備書面（こちら側の主張）をまとめたものです。

■ エコバッグ　1,500 円

■ 缶バッジ　1個　200 円
3個　500 円

■ T シャツ　2,000 円
［白］：160（残りわずか）、S、M
［紺］：S、M

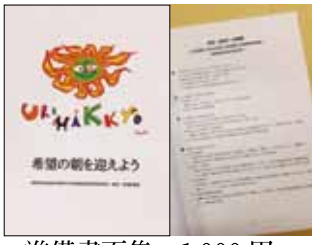

■ 準備書面集　1,000 円

購入希望の方、または、集会などの折に販売にご協力いただけるようでしたら、下記までご一報ください。

会費納入およびカンパのお願い

朝鮮高校無償化ネット愛知では、朝鮮高校生就学支援金不支給違憲国家賠償請求訴訟への支援のために、『ととり通信』の発行（年4回･瓦版は裁判終了後）のほか、さまざまな集会、学習会、街頭宣伝、署名、広報リーフレットや応援グッズの作成などの多彩な活動を行っています。

特に訴訟には、原告裁判参加費（交通費）、裁判実務費、広報費、報告集会費などの多額の費用がかかります。

これらの活動に必要とされる費用は、みなさまの会費及びご賛同者の方々のカンパによって賄われています。皆様のご理解とご協力をどうぞよろしくお願いします。

〈会費〉1000円/年　会費とカンパのお振り込み先は、下記の郵便振替口座または銀行預金口座となります。

①郵便振替払込口座　：〈口座番号〉　00810−9−198143

②他金融機関からゆうちょへの振込　〈銀行名〉ゆうちょ銀行　〈店名〉089（ゼロハチキュウ）　〈店番〉089
〈預金種目〉当座預金　〈口座番号〉0198143

※①②とも〈名義〉　朝鮮高校無償化ネット愛知

【連絡先】　愛知県豊明市栄町南館 55
愛知朝鮮学園内　朝鮮高校無償化ネット愛知　金伸治
Tel：0562-97-1815　Fax：0562-97-1829
Mail： mushoukanet.aichi@gmail.com

ととり通信 18 号

2017 年 9 月 20 日　発行
発　　行：朝鮮高校無償化ネット愛知
URL http://mushouka.aichi.jp/
e-mail：mushoukanet.aichi@gmail.co
FAX：0562-97-1829
編　　集：USM ～우음～ウリハッキョサポートネットメンバーズ
デザイン：（株）アトリエ・ハル